

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

栃木県木材業協同組合連合

会

第一 目的

本実施要領は、栃木県木材業協同組合連合会（以下「県木協連」という。）が、平成24年9月7日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用

に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

2 認定は県木協連の会員であって、合法木材供給認定事業者及び栃木県産出材証明登録業者であることとし、会員外の認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

1 認定を受けようとする事業者は【別記1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を県木協連に提出しなければならない。

2 県木協連は、前項の認定を受けようとする事業者から、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定に係る経費の手数料として5千円（書類審査のみ）を徴収するものとする。現地審査が必要な場合には実費を申し受けるものとする。また、維持管理費として年額10千円を徴収するものとする。

なお、会員以外の発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定に係る経費手数料は、30千円（書類審査のみ）とし、維持管理費については年額34千円を徴収するものとする。現地審査が必要な場合には実費を申し受けるものとする。

3 前項の規定は、有効期間の満了後の認定申請について準用する。

4 併せて合法性・持続可能性の証明に係る認定事業者、栃木県産出材証明制度に係る登録業者の認定を受けようとする事業者は、別途定めてある当該実施要領

第四の規定に基づき徴収するものとする。

第四 審査及びその結果の通知

1 県木協連は、認定のため理事長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。

2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

3 県木協連は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

件

事業が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（分別管理）

① 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証

明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管する

ことが可能な場所を有していること。

② 入出荷、加工、保管の段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は

一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木

質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳簿管理）

③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在

庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

④ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存することとしていること。

- ⑤ 本取組みの責任者が1名以上選任されているりこと。

第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の

交付及び公表

- 1 県木協連は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、【別記2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（2において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を県木協連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は【別記3】とする。

第八 取引実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、【別記4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年7月末までに、県木協連に報告する。
- 2 県木協連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

県木協連は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は
県木協連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど県木協連に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取消し

- 1 県木協連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木協連のホ

ホームページ等に公表するものとする。

① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。

② 認定事業者から認定の取消しがあったとき。

③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

2 県木協連は、認定を取消したときは、【別記5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、【別記1ア】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書（継続）」を県木協連に提出しなければならない。

附則 本実施要領は、平成24年9月7日から施行する。